第３　起業地

１　収用の部分　宮城県遠田郡美里町木間塚字川前、字押切西、字古館及び字寺前並びに大柳字東境、字砂押及び字南境地内

宮城県遠田郡美里町木間塚字川前、字押切西、字古館及び字寺前並びに大柳字東境、字砂押、字南境及び字天神原地先

宮城県大崎市鹿島台木間塚字下新川、字鎌巻及び字西新川地内

宮城県大崎市鹿島台木間塚字下新川、字鎌巻及び字西新川地先

２　使用の部分　宮城県遠田郡美里町木間塚字川前及び字押切西並びに大柳字南境地内

宮城県大崎市鹿島台木間塚字下新川、字鎌巻及び字西新川地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県東松島市西福田字白山地先から同県遠田郡美里町大柳字天神原地先までの左岸延長9.2㎞の区間及び大崎市鹿島台木間塚字下新川地先から同市鹿島台木間塚字柿ノ木平地内までの右岸延長7.7㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川中流部改修工事及びこれに伴う県道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川中流部改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される県道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川（以下「鳴瀬川」という。）は、宮城県と山形県との県境に位置する船形山を水源とし、支川田川、支川多田川等と合流しながら大崎平野を貫流し、支川吉田川と合流し太平洋へ注ぐ、幹川流路延長89㎞、流域面積1,130㎢に及ぶ河川である。

鳴瀬川は、その流域に大崎市の市街地などを擁し、治水上重要な河川であるが、その流域は、年平均降水量が山間部で2,000㎜を超える多雨地域であることなどから、過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生している。昭和22年９月には鳴瀬川流域で戦後最大規模の洪水に見舞われたほか、近年では平成23年９月の洪水により、床上浸水家屋81戸、床下浸水家屋105戸、浸水面積338haに及ぶ被害が発生している。

鳴瀬川水系の治水対策は、平成24年11月に鳴瀬川水系河川整備基本方針及び鳴瀬川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定（変更）され、整備計画に基づき、昭和22年９月の戦後最大規模の洪水に対応し、基準地点である三本木における河道配分流量2,800㎥／秒、主要地点である野田橋における河道配分流量3,300㎥／秒（以下「本件河道配分流量」という。）を流下させることなどを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、既設の堤防の断面が不足していることなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、本件河道配分流量を安全に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、水害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成24年10月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるヒシクイ及びマガン、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているチビアオゴミムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されている。ヒシクイ、マガン及びサシバについては、営巣は確認されておらず、同様の生息環境が広く維持されることなどから、チビアオゴミムシについては、同様の生息環境が広く維持されることから、それぞれ影響は少ないとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、既に発掘調査等が完了しており、現地保存等が必要な遺構等は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、既設の堤防の断面が不足していることなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図ることを主な目的として、堤防の嵩上げを伴う拡幅（以下「堤防拡築」という。）及び河道掘削を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法については、堤防拡築を行い、河道を掘削する案（以下「申請案」という。）、河道掘削のみとする案及び引堤をする案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び支障物件は中位であるが、工事量が少なく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う県道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、既設の堤防の断面が不足していることなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図り、本件河道配分流量を安全に流下させるため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、大崎市長を会長とする江合・鳴瀬・吉田川直轄改修促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。